

解体業 許可
許可の更新 申請書

申請内容に該当しないものは、取り消し線を引く

更新申請する
場合に記入

※許可番号	
※許可年月日	

静岡県知事 殿

申請内容に該当しないものは、取り消し線を引く

令和〇〇年△△月××日

申請する日を記入

事業所が静岡市、浜松市にある場合は、市長あて申請
静岡市長
浜松市長

(郵便番号) 123-4567
住所 〇〇市1番地の2
氏名 △△△解体株式会社
代表取締役 静岡 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 054-123-〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の~~許可~~(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		事業所が複数ある場合は、本欄以降を繰り返し記載 (別紙一覧でも可)
名称	△△△解体株式会社	
所在地	(郵便番号) 123-4567 〇〇市1番地の2	電話番号 054-123-〇〇〇〇
事業の用に供する施設の概要	この欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、施設の図面等必要な書類を添付	
他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	愛知県	〇〇〇〇号
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	神奈川県 静岡市	〇〇〇〇号 〇〇〇〇号
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	所在地; 〇〇市××1番地の3 面積; △△m ² 保管量の上限; 〇〇台	

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
しずおか 太郎 静岡 太郎	代表取締役	〇〇市××1番地の5
しずおか 二郎 静岡 二郎	取締役	〇〇市××1番地の8

役員・使用人・法定代理人・出資者の詳細については、別添2に記載。
(静岡県のみ)

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
しずおか きぶろう 静岡 三郎	工場長	〇〇市××1番地の12

政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である方です。
・本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事業所）
・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所
しずおか しろろう 静岡 四郎	〇〇市××1番地の15

申請者が未成年であつて、法定代理人が個人の場合記入

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	〇〇〇株式会社	申請者が未成年であつて、法定代理人 が法人の場合記入
(ふりがな) 代表者の氏名	しずおか ごろろう 静岡 五郎	
住所	(郵便番号)234-5678 〇〇市××1番地の16	

電話番号 054-124-〇〇〇〇

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

申請者が未成年であって、法定代理人が法人の場合記入

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
しずおか ごろろう 静岡 五郎	代表取締役	〇〇市××1番地の13
しずおか ろくろう 静岡 六郎	取締役	〇〇市××1番地の18

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
しずおか しちろう 静岡 七郎	〇〇市××1番地の20	1000株

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	<p>標準作業書には、作業を環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことを示すことが必要です。項目ごとに具体的な記載をして下さい。その際、作業を実施していく上で廃棄物処理法、消防法など守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進めるために必要であることから、関連する事項に含めて記載してください。なお、標準作業書の作成にあたっては、手続きの円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられます。この面に記載できない場合は、別添として標準作業書を添付してください。</p>
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。